

総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願

1 主旨

地方公共団体の運営は、同じ住民に選挙によって選ばれた長(執行機関)と議員によって構成される議会(議決機関)との二元代表制によって行われる。

太宰府市においても例外ではない。

市民に選ばれた市長と議員は、市政運営の政策決定、予算の執行に関して市民の声(意思・要望など)を反映する責務がある。

市政運営を実施するにあたって、その政策を行なおうとする理由・目的・計画内容・予算について市民に対して理解と賛同を得る説明責任がある。

2 理由

総合体育館の建設は議会の議決を経て執行されるべき太宰府市の政策である。建設予算が市の年間予算の10%を超える大きい事業である。総合体育館建設は、太宰府市にとって、その政策内容・予算執行において、市民生活、地域づくりに大きい影響を及ぼす重要案件である。

太宰府市が抱えるさまざまな課題の中で何を解決するためのものなのか、その課題解決に、なぜ総合体育館建設が有効且つどのように貢献するのか、また、建設予算のみならず、維持運営に要する費用など、執行機関と議決機関とのやり取り(議案上程・議案質疑・質問・討論などの本会議、委員会での調査・研究・審議・採決)を経て、総合体育館建設に至ったその経過と理由・根拠を市民に対して説明する責務が執行機関、議決機関双方にある。

平成26年8月6日に行われた総合体育館建設の入札が、予定価格を上回り、中止となった。実施設計か予算の見直しを検討しなければならない事態となっている。

総合体育館建設に関して、再入札公告実施前までに、より多くの市民に対して議会としての説明会の開催を要求する。

平成26年8月22日

太宰府市議会議長 殿